

## ○鳥取県警察の広報活動に関する訓令

(昭和 63 年 8 月 1 日本部訓令第 14 号)

**改正** 平成元年 3 月 17 日本部訓令第 5 号 平成 2 年 3 月 20 日本部訓令第 6 号  
平成 7 年 3 月 15 日本部訓令第 3 号 平成 10 年 3 月 19 日本部訓令第 4 号  
平成 15 年 3 月 28 日本部訓令第 9 号 平成 18 年 12 月 26 日本部訓令第 29 号  
平成 21 年 6 月 26 日本部訓令第 11 号 平成 22 年 4 月 1 日本部訓令第 11 号  
平成 26 年 3 月 12 日本部訓令第 3 号 平成 27 年 3 月 6 日本部訓令第 3 号

鳥取県警察の広報活動に関する訓令を次のように定める。

(目的)

第 1 条 この訓令は、鳥取県警察における広報活動を組織的かつ効果的に推進するため必要な事項を定めることを目的とする。

(広報活動の意義)

第 2 条 この訓令において広報活動とは、県民の理解と協力を得て、警察目的を達成するために行う次に掲げる活動をいう。

- (1) 広報 警察活動の実態をあらゆる方法により正しく県民に伝える活動
- (2) 広聴 警察に対する県民の建設的な意見、要望等を把握する活動

(職員の心構え)

第 3 条 鳥取県警察職員(以下「職員」という。)は、広報活動の実践者であることを自覚し、あらゆる機会を通じて積極的な広報活動の推進に努めもつて警察業務全般について県民の理解と協力を得るように努めなければならない。

(所属長の責務)

第 4 条 鳥取県警察本部の部、課、隊、所及び警察学校並びに警察署(以下「所属」という。)の長(以下「所属長」という。)は、その所掌する事務に関し、積極的かつ効果的な広報活動の推進に努めなければならない。

(広報業務)

第 5 条 広報活動として行う業務(以下「広報業務」という。)は、おおむね次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 広報活動の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 広報の実施に関すること。
- (3) 広聴の実施に関すること。
- (4) 報道機関、官公庁その他各種団体との広報活動に必要な連絡及び便宜供与に関すること。
- (5) その他広報活動に必要な業務に関すること。

(広報業務の総括)

第 6 条 警務部長は、鳥取県警察における広報活動全般に対する総括指揮を行うものとする。

2 警務部広報県民課長(以下「広報県民課長」という。)は、広報業務の全般的な企画指導及び連絡調整を行うものとする。

(広報官)

第7条 警務部広報県民課広報官(以下「広報官」という。)は、広報県民課長を補佐し、報道機関に対する広報連絡その他の広報業務に関する事務を掌理するものとする。

(広報担当者)

第8条 広報業務の円滑な推進を図るため、各所属に広報担当者を置く。

2 広報担当者は、警察本部の次席、副隊長及び副校長並びに警察署の副署長及び次長をもつて充てる。

3 広報担当者は、所属長の指揮を受け、所属における広報業務を行うものとする。

(広報補助者)

第9条 所属長は、幹部のうちから広報補助者を指名し、広報担当者の行う業務を補助させるものとする。

(本部広報委員会)

第10条 警察本部に本部広報委員会を置く。

2 本部広報委員会は、広報業務に関する基本的又は重要な事項について審議する。

3 本部広報委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。

(1) 委員長 警務部長

(2) 副委員長 広報県民課長

(3) 委員 警務部会計課長、警務部警務課長、生活安全部生活安全企画課長、刑事部刑事企画課長、交通部交通企画課長、警備部警備第一課長、広報官

4 委員長は、必要に応じて本部広報委員会を開催する。

5 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を本部広報委員会に出席させることができる。

6 本部広報委員会に関する事務は、警務部広報県民課(以下「広報県民課」という。)において行う。

(広報連絡会議)

第11条 警察本部に広報連絡会議を置く。

2 広報連絡会議は、広報業務に関する企画、調査、連絡及び調整を行う。

3 広報連絡会議は、広報官及び本部内の広報担当者をもつて組織する。

4 広報連絡会議は、広報官が主宰し、毎月1回定例会を開催する。

5 広報連絡会議に関する事務は、広報県民課において行う。

(警察署広報委員会)

第12条 警察署に、警察署広報委員会(以下「署広報委員会」という。)を置く。

2 署広報委員会は、管内の実情に即した広報業務に関する企画、調査、連絡及び調整を行う。

- 3 署広報委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。
  - (1) 委員長 署長
  - (2) 副委員長 広報担当者
  - (3) 委員 広報補助者及び委員長が指名する者
- 4 委員長は、必要に応じて署広報委員会を開催
- 5 署広報委員会に関する事務は、警務課(係)において行う。  
(広報活動推進上の留意事項)

第13条 広報活動を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 広い視野と鋭敏な感覚により、世論の動向を把握し、県民の関心をとらえて効果的に行うこと。
- (2) 突発事案等の発生時においても、タイムリーかつ適正に広報活動が行えるよう、平素から広報体制を整備し、必要に応じて訓練を行うこと。
- (3) 報道機関、官公庁その他関係機関と連絡を密にし、その理解と協力を得て円滑な推進に努めること。

(報告)

第14条 所属長は、翌年の年間月別広報重点計画並びに広聴事案の受理及び処理状況を本部長に報告しなければならない。

(実施規程)

第15条 この訓令に定めるもののほか、広報活動について必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則(平成元年3月17日本部訓令第5号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月20日本部訓令第6号)

この訓令は、平成2年3月22日から施行する。

附 則(平成7年3月15日本部訓令第3号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月19日本部訓令第4号)

この訓令〔中略〕は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日本部訓令第9号)

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 26 日本部訓令第 29 号)

この訓令は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 26 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 12 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 26 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 6 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。